

# 常陸大宮市マスコットキャラクター「ひたまる」デザイン

## 利用の手引き

(平成30年6月1日現在)



### 1. 申請手続き

「ひたまる」のデザイン及び愛称を、著作権者の常陸大宮市以外で利用される場合には、利用される方から事前の申請により市の承認を得ることが必要です。なお、申請は市内の事業者等に限りませんが、個人の事業者等からの申請も可能です。

#### (1) デザインの使用方法

- ① デザインガイドマニュアルに掲載しているバリエーションをそのまま使用する場合
  - ・マニュアルに従い適切に使用してください。
- ② デザインガイドマニュアルに掲載しているバリエーション以外のものにアレンジする場合
  - ・デザイン案を申請書に添付し、市の許諾を得てください。
  - ただし、特定の企業や団体の商品を推奨等するアレンジはできません。
  - ・使用許諾後、アレンジしたデザインデータをイラストレータ及びJPEGで市に提出してください。

#### (2) 必要書類

**[申請に必要な書類]** \*各一部提出

**+ [食品に利用する場合]**

- ① 申請書 (\*要押印)
- ② 利用する商品等が分かるもの  
※企画書・図案・原稿等
- ③ 申請者の概要が分かるもの  
(企業パンフレット・個人プロフィール等)
- ④ アレンジしたデザイン案  
(※デザインをアレンジする場合)

- ⑤ 製造もしくは販売に係る保健所の営業許可証 (写) 又は店舗の業務開始報告書 (写)
- ⑥ 製造または販売する店舗一覧

※申請書は市ホームページからダウンロード又は事務局よりFAXでお送りします。

※アレンジしたデザインを使用する場合は覚書の交換が必要です。

### (3) 申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により申請してください。

申請受付から承認までには約1～2週間程度かかります。余裕を持ってお早めに申請をしてください。

※修正等が必要な場合には、上記期間以上かかる場合があります。

[提出先] 〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町3135-6 常陸大宮市 産業観光部 商工観光課 TEL 0295-52-1111
---

### (4) 申請書について

申請書は、記載例をもとに作成してください。

※ 承認時のデザインデータの受取方法を忘れずに記載してください。

### (5) 承認後の手続き

利用承認後、申請者に承認書を送付します。

申請者は、後日作成した商品等の見本を市へ納品してください。

## 申請手続きQ&A


Q1. 販売目的の商品等に「ひたまる」を利用する場合には、利用料は発生しますか。

A1. 無料です。

Q2. 商品等に利用する際に、その商品等のポップ広告(商品の広告)・カタログ・チラシなどを作成する場合は、それぞれで申請をする必要がありますか。

A2. 一括での申請が可能ですので、申請時にはそれぞれの見本を添付してください。  
ただし、承認を受けた商品をテレビ、チラシや新聞の広告に掲載する場合は不要です。

Q3. 個人で年賀状等に利用する場合には、利用申請が必要ですか。

A3. 年賀状への利用に限らず、個人で楽しむ目的で利用する場合には申請は必要ありません。  
ただし、利用する際に利用する際には愛称「ひたまる」のロゴを併記し、「常陸大宮市マスコットキャラクター」又は著作権者を象徴する記号を用いて「hitachiomiya city」も併記してください。

Q4. どのような場合に、利用の「変更申請」が必要となりますか。

A4. 商品等のデザイン(位置・色・大きさ)や数量が変更になった場合には、変更申請書の提出(市の承認)が必要です。なお、商品自体が変わる場合には新規の申請が必要となります。

Q5. 個人での申請の場合、プロフィールはどのように書けばよいですか。

A5. 住所・氏名・電話番号(連絡先)・職業(取扱商品、店舗名、生産しているものなど)を記載して提出してください。様式は任意となります。

Q6. 企業の誘客のための広告看板や会社の営業のための名刺に「ひたまる」デザインを利用することはできますか。

A6. 特定企業のマークやキャラクターと誤認されおそれがあるため、利用できません。

Q7. 申請の際に提出する「利用する商品等が分かるもの」は、どのように提出すればよいですか。

A7. どんな商品になるか、どこに、どのような大きさ・色で利用するかが具体的にイメージできるものを提出してください。

①商品本体にデザインの場合…企画書・仕様書・設計図など

②パッケージ・チラシパンフレットへの掲載の場合…デザイン案・原稿案など

Q8. 承認を受けた商品等の利用期間に制限はありますか。また、期間満了後の商品等に在庫が生じた場合に、引き続き販売等する場合には期間の変更申請が必要ですか。

A8. 期限は承認日の翌日から1年以内(書籍、映像作成等については例外)です。また、期間満了後に在庫が生じた場合の変更申請は不要です。在庫がなくなるまでは引き続き利用可能です。

## 2. デザイン利用時の注意事項 ※詳細は『デザインガイドマニュアル』を参照

(1) デザインは、デザインガイドマニュアルに従い使用してください。

- ① 指定色の変更, パーツの変更, バランス(たて・よこ比率)の変更などは禁止します。
- ② 印刷する際の色は, 色指定となります。単色(1色)での利用も可能ですが, 原則として常陸大宮市が指定する色で使用してください。

(2) デザインをアレンジする場合は, アレンジにより発生する著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は, 市に帰属するものとします。

また, アレンジする者は, 市及び市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに對し, 著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する公表権, 氏名表示権及び同一性保持権をいう。)を行使しないこととします。

※市及びキャラクター等の品位を傷つけ, 又は傷つけるおそれがあるアレンジはできません。

《例》ひたまるのコンセプトから著しく乖離するデザイン(タバコを吸うひたまる, 酔っ払っているひたまる)

(3) キャラクターのデザイン利用の原則として, 愛称「ひたまる」のロゴを併記し, 「常陸大宮市マスコットキャラクター」又は著作権者を象徴する記号を用いて「©hitachiomiya city」も併記してください。

(4) ひたまるの体に文字, 商品等の写真をかぶせたり, 特定の企業・団体や商品を応援していると誤認されるもの(指定デザインである「プラカード」や「メッセージボード」に企業・団体名や商品名を記載する方法など)の利用は承認できません。

(5) 「ひたまる」というキャラクター名(愛称)を商品名・会社名等に利用することはできません。

《例》

× ひたまるチョコ → ○ ひたまるのチョコ  
× ひたまるカーテン → ○ カーテン(ひたまる柄)  
× ひたまるの“特定商品名” → ○ “特定商品名”(ひたまる版)  
× ひたまる□□商事  
× ひたまるキャンペーン  
× ひたまる電気店

※「ひたまるの“特定商品名”」の表現は、直接利用しているものではありませんが、特定の商品との繋がりが強く出てしまうので、認めないこととします。

(6) ひたまるは性別という概念がないため, 「ひたまる君」や「ひたまるちゃん」という表現は使用しないでください。

(7)食品の容器やパッケージにひたまるデザインを利用する場合は、「食品」として取扱います。利用申請時には、保健所の営業許可証(写)等必要書類を添付してください。

(8)その他利用上の注意事項は次のとおりです。

- ①利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、常陸大宮市は一切の責任を負いません。
- ②製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- ③利用承認は、常陸大宮市が権利を有する「ひたまる」のデザイン及び愛称の利用を許可するものであり、承認を受けた者に権利が発生するものではありません。  
また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。